消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月 13 日

# 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

**〇特記事項あり**

**ポータブル電源（リチウムイオン）に関する事故（リコール対象製品）について**

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　５件
（うち電子レンジ１件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、扇風機２件、ポータブル電源（リチウムイオン）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　13 件
（うちスチームアイロン１件、リチウム電池内蔵充電器５件、液晶テレビ１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、照明器具（充電式）１件、
スピーカー（充電式）１件、換気扇（熱交換式）１件、マルチタップ１件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。（管理番号：A202500341、A202500390、A202500575、A202500699 を除く。）
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

EcoFlow Technology Japan 株式会社が輸入したポータブル電源（リチウムイオン）について

（管理番号：A202600900）

① 事故事象について

EcoFlow Technology Japan 株式会社（法人番号：1010401145409）が輸入したポータブル電源（リチウムイオン）を充電中、異音とともに当該製品から発煙する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（回収・交換（ギフトチケットまたは新製品へ交換））について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セルの異常発熱による火災事故が多発したことから、事故の再発防止を図るため、2026 年（令和８年）9 月２４日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象製品をお持ちの方に対し、回収、交換（ギフトチケットまたは新製品へ交換）を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202600900）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、ＪＡＮコード、品番、販売期間、対象台数

| 商品名 | ＪＡＮコード | 品番 | 販売期間 | 対象台数 |
|---|---|---|---|---|
| EcoFlow RIVER Pro | 4897082661917 | EFRIVER600PRO-JP | 2020 年 11 月 ～ 2024 年 4 月 | 57,000 |

2026 年（令和８年）9 月 24 日からリコール（回収、交換（ギフトチケットまたは新製品へ交換））を実施

回収率：6.5%（2026 年 11 月 12 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2020 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

| 年度 | 事故件数 | 被害状況 | 年度 | 事故件数 | 被害状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026年度 | 5<br>1 | 火災<br>火災・軽傷 | 2022年度 | 0 | － |
| 2025年度 | 0 | － | 2021年度 | 0 | － |
| 2024年度 | 0 | － | 2020年度 | 0 | － |
| 2023年度 | 0 | － | | | |

※当該事故（管理番号：A202600900）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

対象製品の外観




確認方法



④使用者への注意喚起
　対象製品をお持ちで、まだファームウェアアップデートされていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】
EcoFlow Technology Japan 株式会社　お問い合わせ窓口
受 付 窓 口：受付時間　月曜日～金曜日　10：00～19：00
（土・日・祝祭日を除く）
電 話 番 号：050 - 3355 - 3196
メールアドレス：riverpro-jp.support@ecoflow.com

ファームウェアアップデートの方法は以下の EcoFlow Technology Japan 株式会社のウェブサイトを御確認ください。

ウェブサイト：www.ecoflow.com/jp/river-pro-return-and-replacement

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室
担　当：日野、松本、中谷
電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A202500341 | 令和7年7月8日 | 令和7年7月16日 | 電子レンジ | NE-F2 | 松下電器産業株式会社（現　パナソニック株式会社） | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。<br>調査の結果、当該製品は、長期使用（製造後20年）により、リレー基板上のフィルムコンデンサーの絶縁性能が低下したため、内部短絡が生じて出火したものと推定される。 | 静岡県 | 令和7年7月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202500390 | 令和7年7月18日 | 令和7年7月28日 | パワーコンディショナ（太陽光発電システム用） | CSP55G4F（カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社ブランド） | 三洋電機株式会社 | 火災 | 異音及び発煙がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。<br>調査の結果、当該製品は、フィルムコンデンサーが異常発熱して焼損したものと推定されるが、コンデンサーの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。 | 和歌山県 | 令和7年8月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202500575 | 令和7年8月28日 | 令和7年9月5日 | 扇風機 | EF-6KK | 三洋電機株式会社 | 火災 | 飲食店で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。<br>調査の結果、当該製品は、長期使用（製造後50年以上）により、コンデンサーの絶縁性能が低下したため、内部短絡が生じて出火したものと推定される。 | 京都府 | 令和7年9月9日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202500699 | 令和6年8月22日 | 令和7年10月6日 | 扇風機 | EF-6EN | 三洋電機株式会社 | 火災 | 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。<br>調査の結果、当該製品は、長期使用（50年以上）により、モーター始動用コンデンサーの絶縁性能が低下し、出火したものと推定される。 | 佐賀県 | 令和7年10月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202600900 | 令和8年10月8日 | 令和8年11月10日 | ポータブル電源（リチウムイオン） | EFRIVER600Pro-JP | EcoFlow Technology Japan株式会社<br>（輸入事業者） | 火災 | 当該製品を充電中、異音とともに当該製品から発煙する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 茨城県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月9日<br>令和8年9月24日からリコールを実施（特記事項を参照）<br>回収率6.5% |

## 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A202600892 | 令和8年11月1日 | 令和8年11月9日 | スチームアイロン | 火災 | 当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 愛媛県 | 製造から35年以上経過した製品 |
| A202600893 | 令和8年10月31日 | 令和8年11月9日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | |
| A202600894 | 令和8年11月2日 | 令和8年11月9日 | 液晶テレビ | 火災 | 異音がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 茨城県 | |
| A202600895 | 令和8年10月25日 | 令和8年11月9日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品を保管中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 千葉県 | |
| A202600896 | 令和8年9月25日 | 令和8年11月9日 | 食器洗い乾燥機（ビルトイン式） | 火災 | 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 広島県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月29日 |
| A202600897 | 令和8年10月21日 | 令和8年11月10日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 電車内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 三重県 | |

## 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A202600898 | 令和8年8月8日 | 令和8年11月10日 | 照明器具（充電式） | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 令和8年10月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月10日<br>報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意 |
| A202600899 | 令和8年10月8日 | 令和8年11月10日 | スピーカー（充電式） | 火災 | 当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 兵庫県 | 令和8年10月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月29日 |
| A202600901 | 令和8年9月22日 | 令和8年11月10日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品を鞄に入れていたところ、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月4日 |
| A202600902 | 令和8年10月1日 | 令和8年11月11日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 茨城県 | 令和8年10月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月13日 |
| A202600903 | 令和8年10月3日 | 令和8年11月11日 | 換気扇（熱交換式） | 火災 | 当該製品内部を溶融し周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 秋田県 | 製造から20年以上経過した製品<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月26日 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A202600904 | 令和8年9月10日 | 令和8年11月11日 | マルチタップ | 火災 | 当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月21日 |
| A202600905 | 令和8年10月13日 | 令和8年11月11日 | バッテリー（リチウムイオン、電動工具用） | 火災 | 駐車場で車両内に当該製品を置いていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月10日 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし